

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正後	改正前
<p>（有価証券に関する注記）</p> <p>第十六条 連結財務諸表規則第十五条の六第一項（第一号、第四号及び第五号を除く。）、第三項及び第四項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第三項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>（有価証券に関する注記）</p> <p>第十六条 連結財務諸表規則第十五条の六第一項（第一号、第四号及び第五号を除く。）の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。</p>